

消費者向け 独占禁止法・景品表示法セミナーの御案内

公正取引委員会による

御存知でしたか？

公正取引委員会が平成 25 年度に摘発したカルテル・入札談合により保護した消費者の利益は**約 2,105 億円**。

しかし、これは独占禁止法違反行為によって侵害される消費者の利益の一部分にすぎません。公正取引委員会は、経済社会における様々な場面で、私たち消費者の利益を守っています。

シミュレーションゲームやクイズなどで、私たちの暮らしと公正取引委員会、独占禁止法、景品表示法を学んでみませんか。



MENU

※一例です。セミナーの構成についても、御希望を伺い、対応いたします。

1 私たちが安くて良い商品を選べる理由

私たちは当たり前のように、たくさんの商品の中から自分の好きなものを選び、妥当な価格で買うことができます。

それがなぜなのか考えたことはありますか？---市場経済ではなぜ競争が重要か、独占やカルテルが起きるとどうなるか？を、瀬戸内海に浮かぶ架空の島を舞台としたストーリーで分かりやすく御説明します。

- カルテルで侵害される消費者の3つの利益
- 「競争」という言葉を作った人物



2 シミュレーションゲーム

皆様が旅行代理店になり、「ソウル旅行2泊3日の旅」というパック商品の販売価格やサービスを考えてみましょう。最も売れる企画はどれか！？市場における競争を体験します。



3 消費者の利益を守る独占禁止法

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進し、消費者の利益を守っています。独占禁止法概要、公正取引委員会の役割、調査の流れ、消費者の役割について御説明します。最近新聞等で大きく報道された事例についても、ポイントを分かりやすく解説いたします。



4 知って役立つ！おもしろ独占禁止法

独占禁止法や競争に関するトピックから、身近で興味深い事例、よくある疑問を採り上げ、〇×クイズで御紹介します。知るほど「お得」!?な、実生活に役立つ経済学です。

【例】◆必要なもののセットはお得…とは限らない!?

---違法な「抱き合わせ販売」とは

◆市場集中でみる要注意！市場クイズ

---加-助、即席めん、イスタコヒー…4社集中度が高いのは？

◆郊外にジョブ・センターができたから、駅前の商店街が寂れてしまった。これって競争のデメリット？



5 もうだまされない！不当な表示の典型例を知る！ ～景品表示法とは～

独占禁止法と関係の深い景品表示法（消費者庁所管）は、消費者が良い商品を安心して選べるようにするため、うそや大きな表示など不当な表示、過大な景品（おまけや懸賞）を禁止しています。

景品表示法のルールや違反事例を学び、商品やサービスを選ぶ目を養いましょう。

【例】

- ・食品の産地やブランドについての偽装には、こんな事例もあった。
- ・その温泉は本物？もしかして、〇〇だったり・・・。
- ・ダイエット食品は実証データ等の根拠がなければ違法です。



セミナーの様子（2011.12.07 松江市）

- ◆ 開催を希望される方は、右下の申込先に御依頼者名、開催希望日時、開催場所、参加予定者数などを伝えた上で御相談ください。講師に対する謝金・交通費等の費用負担は必要はありません（無料）。取りまとめの団体に会場の御提供と、参加者への御案内をお願い申し上げます。

- ◆ 時間：1時間～2時間（応相談）
- ◆ 開催時期：随時
- ◆ 講師：公正取引委員会事務総局職員



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中国支所総務課 担当 永井、松原

電話：082-228-1501

FAX：082-223-3123